

うみのくに保育園 ふどうまえ 保育委託契約書（重要事項説明書）

（以下、「保護者」といいます）と、株式会社空のはね（以下「当社」といいます）が運営する「うみのくに保育園ふどうまえ」（以下「当園」といいます）は、当園を利用する園児（平成・令和 年 月 日生）（以下、「園児」といいます）の保育について、以下の重要事項に同意し、保育委託契約を締結しました。

1 運営主体

事業者の名称	株式会社 空のはね
事業者の所在地	東京都千代田区神田錦町 2-5-16 名古屋ビル新館 8 階
事業者の電話番号	03-6417-9735
代表者氏名	田中 草生

2 事業の概要

名称	うみのくに保育園ふどうまえ			
種別	小規模保育事業 A 型			
所在地	東京都品川区西五反田 5-6-30 不動前 MK ビル 1F			
電話番号・FAX	03-6420-3220			
管理者氏名	井田 詩織			
開設年月日	2015 年 4 月 1 日			
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	4 人	4 人	4 名	12 名

3 施設・設備の概要 ※入園のしおりに記載

4 事業の目的、運営方針

よりそう保育

◎スタッフがご家庭での子育て方法を伺います。それぞれのご家庭の子育てをサポートするパートナーとなります。スタッフは保護者と一緒に子育てをします。

◎ひとり一人の発達の個人差や、それぞれが感じる気持ちに寄り添った保育をします。

つながる保育

◎0 歳～2 歳は飛躍的な発達がみられる時期。個別計画を立て、活動と成長がつながる様に保育をします。

◎保育所保育指針に沿った保育を行い、うみのくにの卒業後に通う認可保育所や幼稚園という集団活動の場へつなげる準備（トイレや着脱衣の練習等）をします。

○うみのくにでは、集団活動へ適応させる合理的な躰はしません。

0 歳から 2 歳までは成長の個人差も大きい時期。ひとりひとりのペースで成長していくことを見守ります。指導計画は個別に作成します。ひとり一人の“できたね！すごいね！”という日々の発見を保育者とこどもが感じることを大切に過ごします。

○うみのくにでは、大きな声で叱ったりはしません。安全な環境をつくり、怪我(転んだり、ぶつかったり)や事故(たいたり、引っ掻いたり)が起りにくい保育環境を作ります。また、危ないことは、危ない理由を繰り返し伝えて、こどもと一緒に“やってはいけない”という気持ちを共感する場を繰り返すことで危険を感じていきます。

○うみのくにでは、ひとり一人の家庭での子育て環境を大切にします。家庭での子育てとのつながりを意識した環境で過ごします。ひとり一人がそれぞれ違うという個性を重要視するのがうみのくにの保育スタイルです。

5 職員体制

管理者	保育従事者	調理員
1 名	常勤保育士 5 名	1 名

※職員体制は、児童数の増減に応じて配置いたします。上記の表の職員以外にも、必要に応じて事務員を配置いたします。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

開 所 時 間	月曜日から土曜日 7:30~18:30
保育標準時間認定の保育時間 (11 時間)	月曜日から土曜日 7:30~18:30
保育短時間認定の保育時間 (8 時間)	8:00~17:30 のなかで 8 時間を基本時間とする
延 長 保 育 時 間	保育短時間認定の方は、基本時間の以前、あるいは、8 時間以降の保育利用については延長保育となります（有料）

8 利用料金

利用料（利用者負担）	品川区が定める利用料
延長保育料	1 回あたり 500 円 （上限月 10 回まで）
その他	ライブカメラ視聴料 1,000 円/月

9 支払方法

- ①月極料金は、当月の指定日にゆうちょ銀行口座より自動引き落とし致します。保護者の都合で振入金する場合は、振込に係る手数料は保護者負担とします。
- ②延長料金は、都度、交通系マネーにて支払います。

※保育料徴収後に認可保育園内定による退園の場合は、保護者へ保育料を返還します。

10 提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

食事	昼食	午後間食	備考
目安時間	11 時 30 分頃	15 時 30 頃	
乳児のミルクについては、授乳間隔を家庭と確認して提供します。			

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、生活管理指導表を提出いただき、除去食、代替食についてご相談ください。

※給食での使用を避ける食材

厚生労働省のガイドラインに基づき、誤嚥事故防止の為に使用を控えている食材

プチトマト・乾いたナッツ(豆類)・うずらの卵・あめ類・ラムネ・固形チーズ・ぶどう・

さくらんぼ・餅・白玉団子・いか

11 利用の開始および終了に関する事項

当園は、区が行う利用調整により当園の利用を決定・開始します。保育を受ける必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、選考されています。

また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が満3歳に達したとき

（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）

(2) 児童の保護者が、区が定める入所基準に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 連携施設

連携施設の種類	認可保育所（公立）
名称	中原保育園
所在地	品川区小山1－4－1
連携協力の概要	保育内容の支援

1 3 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科／歯科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ヒロセクリニック	医療機関の名称	こはるデンタルクリニック
医 院 長 名	廣瀬 学	医 院 長 名	小藤田 久子
所 在 地	西五反田 4-31-17 MYビル 3F	所 在 地	目黒区碑文谷 3-1-1 リヴォン碑文谷 2F
電 話 番 号	03-5437-3085	電 話 番 号	03-5825-4848

1 4 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

1 5 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応いたします。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

1 6 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （2）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

1 7 賠償責任保険の加入状況： 入園のしおり参照

1 8 苦情相談窓口

相談・苦情受付担当者氏名	電話	03-6420-3220	（施設長）井田 詩織
相談・苦情解決責任者氏名	電話	03-6417-9735	（運営統括本部長）柏木 剛
	日本子ども育成協議会理事		小西 由美枝(03-5443-9939)
	株式会社ココロラボ 代表取締役		澤井 優嘉（03-3721-8391）
受付方法	面接・文書・電話・Email などの方法で相談・苦情を受付けます。		
e-mail	soranothane-fudomae@soranothane.com		

入園のしおりにて、日々の持ち物、年間予定、デイリープログラム等を確認しました。児童の退園を申出る際は、区役所および保育園速やかに連絡するようご協力願います。

令和 年 月 日

契約期間	年	月	1	日	～	年	3	月	31	日	まで
------	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----

児童氏名	保護者住所
保護者氏名（母）： 印	保護者氏名（父）： 印

株式会社 空のはね 代表取締役	田中 章生	代行者による場合 管理者	井田 詩織
--------------------	-------	-----------------	-------